

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

わたしをかえた まほつ言葉

町内小学生



わたしが5さいのころ、お母さんに「いそを何度も言ったことがありました。ある日、どいつともいえない感じがあって、その夜は、床でねていました。

次の朝5時30分に起きました。お母さんが気になって台所に行きました。お母さんは「あと少し、あと少し味を…」とがんばっていました。わたしは、何も言わずふんにもどりました。

その後、もう1回ねて、目がさめてお母さんに会ったとき「○○、うそをついたら、二度と、もどらないよ」と教えてくれました。

これがわたしをかえた、まほつ言葉でした。ハツとして思いました。「うしもがどばつていねいするお母さんには、うそをついていることが、分かってきたのか」と。

それで、やっといえるようになったらなりました。

「いぬをなれろ。いぬをなれろ」「だからいね、いそをこかなろ」
「うつつ30分べらうは言うていけました。

お母さんは、わたしが言い終わるのをまって「じゃあ、これから
は……気をこけね」と、やれどい言ったのをおぼえています。

それからうつつも、この言葉をわすれなうつつうつつです。「い
かしたくなるるときには、お母さんのまほつ言葉を思い出します。

※原文を一部修正しています。

新宮町人権教育・啓発基本指針を改定しました

町では、平成20年3月に策定した「新宮町人権教育・啓発基本指針」に基づき、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、明るく住みよい地域社会の実現をめざして、人権教育・啓発に関する施策を積極的に推進しています。

しかし、学校、地域、家庭、職場など社会生活のさまざまな場面で、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、感染症患者などに対する偏見や差別が依然として問題となっています。

また、国際化、情報化の進展などを背景に新たな人権問題が顕在化しており、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいます。

このような人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、3月に「新宮町人権教育・啓発基本指針」を改定しました。

今後、この新たな基本指針に基づき、あらゆる差別をなくし、一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい地域社会を実現するため、より一層、人権教育・啓発を推進していきます。

新宮町人権教育・啓発基本指針(改定版)は、町ホームページに掲載しています。

問い合わせ先 役場人権推進室(総務課内) ☎963-1730(直)